

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和2年12月1日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月1日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第82号所管分の審査-----	3
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、福住礼子委員）	
議案第91号所管分の審査-----	16
議案第85号の審査-----	16
質疑（増永和起委員）	
議案第87号の審査-----	18
質疑（増永和起委員）	
議案第86号の審査-----	19
質疑（増永和起委員）	
議案第92号の審査-----	20
質疑（光好博幸委員）	
議案第94号の審査-----	21
質疑（増永和起委員）	
議案第97号の審査-----	24
採決-----	24
閉会の宣告-----	24

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年12月1日(火) 午前10時 2分 開会
午前11時44分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 福住礼子 委員 水谷 毅
委員 増永和起 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 松方和彦 同部参事兼自治振興課長 丹羽和人
同課長代理 仲野 誠 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
同部参事兼環境業務課長 安田信吾 環境センター長 三浦佳明
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志
同部参事兼保健福祉課長 荒井陽子 生活支援課長 山下 聡
高齢介護課長 真鍋 伸也 障害福祉課長 飯野祐介
国保年金課長 森崎孝弘

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

議案第82号 令和2年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分
議案第91号 摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条(摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)、第3条(摂津市国民健康保険条例の一部改正)、第4条(摂津市介護保険条例の一部改正)に関する部分)
議案第85号 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第87号 令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第86号 令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第 9 2 号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 9 4 号 摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 9 7 号 指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）

(午前10時2分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からの挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。いよいよきょうから師走に入りました。委員の皆さんには何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。またご苦労さまでございます。本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第82号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問させていただきます。

まず、補正予算書の6ページですね、債務負担行為の補正で、一般廃棄物収集運搬業務委託事業、令和3年度から令和4年度で7億3,550万2,000円ですかね、

ちょっと改めてこの内容についてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

また、今年度までと変わった点等あればお聞かせください。

次に、補正予算書の22ページ、国民年金システム改修委託料112万2,000円についてお聞かせください。この改修委託というのをなぜこの時期にやるのかというのが気になるところでございます。これについて内容についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、24ページです。各種予防接種委託料2,702万5,000円、これについても1回目、内容についてお聞かせいただきたいなと思います。

以上3点です。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、香川委員の一般廃棄物収集運搬業務委託事業に係ります債務負担についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず内容でございますが、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬を行う可燃ごみ、不燃ごみの収集運搬委託、それと瓶・缶・ペットボトルの収集運搬を行う再生資源の収集運搬委託について、平成28年度からの5年契約というのが今年度までとなっておりますことから委託の更新に向けた債務負担を計上させていただいたものでございます。

内容の変更点でございますが、燃やせるごみ、燃やせないごみににつきましては、一部エリアを直営から委託に広げさせていただきまして、今回補正予算のほうを上げさせていただいております。再生資源のほうにつきましては、これまで全域委託のほうで行っておりますので、ここについては変更はございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号2番、国民年金システム改修委託料についてのご質問にご答弁申し上げます。

本システム改修は、平成30年度及び令和2年度の税制改正に対応するものでございます。このタイミングでのシステム改修でございますが、これにつきましては、日本年金機構との連携を兼ねていることからこの時点でのシステム改修となったものでございますが、近隣市町村におきましても、その対応はばらつきがございます。本市におきましては、ベンダー等の調整の兼ね合いの上で、この時期にこのシステム改修を行うものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 それでは、質問番号3番、各種予防接種委託料についてのご質問にお答えいたします。

この予防接種につきましては、高齢者インフルエンザワクチンの予防接種であり、摂津市医師会に委託をしております。今回、65歳以上等を対象とするインフルエンザ定期接種については、大阪府の新型コロナウイルス感染症拡大期におけるインフルエンザ定期接種緊急促進事業を活用し、接種にかかる自己負担金を無償化したことによる補正予算であります。自己負担がなくなったことで接種者が大幅にふえていることを受け、今回増額するものでございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 それでは、2回目です。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業についてでございます。収集業務、直営から委託がふえたということのご答弁でした。今

の実際の割合というのはどのように推移しているのかというのを教えていただきたいなと思います。

今年度までは5年契約を結んでいて次は令和3年と令和4年で2年契約ということなんですかね。ちょっとその辺もなぜなのかというのをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、国民年金システム改修委託料でございます。ご答弁から内容については理解をいたしました。これについては、以上です。

それから各種予防接種委託料についてでございます。インフルエンザの予防接種ということで内容は理解いたしました。この約2,700万円ほど予算を組んでいるんですが、この単価と想定される人数というのはどのくらいなのかというのを教えていただきたいなと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず直営と委託の割合のご質問でございます。まず可燃ごみ、不燃ごみの割合となりますが、令和2年度現在におきましては、約65%が委託のほうで収集を行っております。令和3年度からの割合でございますが、こちらにつきましては、あくまで世帯の見込みになりますけれども、大体70%から71%ぐらいになる見込みとなっております。

続いて、2年契約の理由でございますが、これまで5年契約をさせていただいてたんですけれども、今回につきましては、令和5年度から茨木市との広域処理が控えております。広域処理に当たりましては、収集の前提となります収集のルートとか、

分別の在り方とか、こういったところの検討も必要になってまいりますことから広域化までの令和4年度という形で今回2年とさせていただいたところでございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 それでは、質問番号3番、各種予防接種委託料についての積算根拠についてお答えいたします。

単価につきましては、5,197円で、今回当初予算では1万800件を見込んでおりましたが、大阪府が無償化することを9月に決めましたので、その分の増額ということで5,200件を上乗せして、1万6,000件を見込み、積算をしております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業についてでございます。契約年数については、理解いたしました。委託の割合についても次年度から70%から71%で推移する予定だということでございます。今後、広域化も進んでいって、市としての考えをちょっとお聞かせいただきたいんですけども、直営と委託の割合がどのぐらいが適切なのか、今の考えの部分のちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

各種予防接種委託料についてでございます。積算根拠について、ご答弁いただきましたので、理解いたしました。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 委託割合から見て直営の今後の考えというところでございます。今回委託の拡充に当たりましては、

収集業務のほか、環境業務課として取り組むべき課題、こういったところも含めて検討を行ってきたところでございます。限られた収集体制の下、現在の職員が担っている業務、また現状課題を踏まえた中で、今後担うべき業務について、どのように充実化、効率化を図り体制を構築していくかというところを検討させてもらったところでございます。

具体的な課題としましては、やはりごみの減量化、食品ロスの削減、プラスチックごみの削減、こういったところにも取り組んでいかないといけないと。やはりそういった中で民間でお任せできるところは民間でお任せして、直営が担うべきところをしっかりと担っていくと、こういった考えの下、委託のほうを拡充させていただいたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

光好委員。

○光好博幸委員 私のほうから確認も含めて数点質問させていただきます。

1点目が25ページの夜間休日応急診療所負担金及び三島救命救急センターの負担金がおのおの計上されておりますので、その中身についてお聞かせください。

2点目が先ほど香川委員のお話もありました各種予防接種の委託料についてで、中身については理解いたしましたけれども、私の認識では今、市内でもワクチンが非常に少ないといえますか、行っても受けられへんかったというお声も聞いていますので、そのあたりの市のご認識とご対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

以上2点でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 それでは、光好委員の2点のご質問にお答えいたします。

まず、夜間休日応急診療所の負担金でございますけれども、こちらは三島救急医療センターが運営する高槻島本夜間休日応急診療所に対する運営負担金であり、市民が夜間時間帯で内科・外科診療及び休祝日での歯科診療で急病患者として同診療所に搬送された場合、その患者の受入れに対する市の負担金でございます。これにつきましては、高槻市、茨木市、摂津市、島本町の3市1町で負担をしております。今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、患者の受診控え等により、令和2年度上半期の患者数が前年度比マイナス59%となっており、医業収入が約1億2,000万円減少したことを受け、各市町の負担割合で負担金を増額するものでございます。

三島救命救急センターの負担金についてでございます。三島救命救急センター負担金は、三島二次医療圏において唯一の三次救急医療機関として重篤な救急患者に対する高度医療を提供する三島救命救急センターに対する負担金でございます。こちら協定書に基づき、高槻市、茨木市、摂津市、島本町の3市1町で負担をしております。新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛等を原因とした交通事故の減少等で救急要請件数が減少し、令和2年度上半期の患者数が前年度比マイナス16%となっており、医業収入が約1億円減少しております。つきましては、3市1町でこの分を負担金として追加するものでございます。

質問の2点目、高齢者のインフルエンザワクチンの状況ということでございます。10月からスタートしておりますが、10

月の後半から11月の初めにかけて医療機関に行ってもワクチンがないというお声をお電話等でいただいております。それはなぜかと申し上げますと、今年度、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行するということが懸念されていることから、重症化しやすい高齢者を10月1日から優先的に受けていただくようにとの国からの周知もありまして、本市としてもそのように周知してきたところです。10月26日からは医療従事者であるとか、妊婦といった方々にも受けていただけるようになりまして、その頃からちょっと足りないようなお声がふえてまいりました。ただ、保健福祉課としましても、市内の医療機関から情報収集をしまして、ワクチンの状況を確認いたしました。問い合わせがありましたら、その状況をお伝えして、ご住所に近いところの医療機関をご案内するといった対応を行っております。現在は落ち着いておりますので、10月にたくさんの方が受けられたので11月は若干落ち着いて少なめになっているからだと思いますけれども、今、お問合せは少なくなっているのでは、一定受けていただいているのではないかと考えております。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

まず1点目の負担金につきましては、理解いたしました。特に夜間の休日云々の話でいきますと、59%も減っているということでも、分からないで結構です。この新型コロナウイルス感染症の影響というのはまだ続くと思うんですけれども、またちょっとこのような補正予算みたいなことが組まれてくるとか、今後の見通しみたいなのがもし見えていましたらちょっとお聞

かせいただきたいと思います。

2点目の予防接種につきましては、理解いたしました。先ほどありましたように新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのツインデミックということの広がりも懸念される中ですけれども、本市としての対応も限りがあると思いますけれども、そういったお問い合わせ等々もこれからもあると思いますので、ぜひ丁寧に対応していただければと思います。1点だけ確認させてください。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 それでは、患者数減少の影響を受けての負担金の今後の見通しということですのでけれども、上半期の状況から下半期の分がどれぐらいになるかというのは正直難しいことではありますが、一定これで追加の負担はないものと考えております。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ありますか。

増永委員。

○増永和起委員 まず一般会計の補正予算書の6ページですね、債務負担行為から質問させていただきます。

コミュニティセンター指定管理事業、これが債務負担行為に上がっております。前回の債務負担は幾らぐらいだったのか、それから指定管理は原則公募だと思うんですが、この別府のコミセンは非公募で行うということになっていると思います。その理由についても教えていただきたいと思います。

続きまして、2番目に、一般廃棄物収集運搬業務委託事業、これも債務負担行為です。同じページです。5年間の債務負担行為だったものを今回また2年更新でやるというお話が出ておりました。5年と2年

ですからももちろん総額が違うと思うんですけども、1年当たり、前はこれぐらいで、今回はこれぐらいというのが分かれば教えてください。その金額に差異があるんでしたらその理由についても教えていただきたいと思います。

それから入札を行うのかどうかということについても教えてほしいと思います。

現在、直営と委託の割合、今の質問の中のお答えにもありました。委託を広げるといふふうなお話もありましたけれども、直営の職員数が5年前と比べて人数はどうなのか。正規雇用と再任用があると思うんですけども、非正規の方、その中身についても教えていただきたいと思います。

続きまして、同じく6ページ、焼却灰等運搬業務委託事業があります。これについても同じように前回のときは幾らだったのか。今回どれぐらいが見込まれてこの負担行為になっているのかということについて教えてください。違う場合は理由も教えてください。

それから同じく6ページ、障害者自立支援事業、これも債務負担行為が組まれています。何を委託をしているのかということと、それからシステム改修費が今回出てきていると思います。先ほど国民年金のシステム改修のお話がありましたが、障害福祉課のほうもシステム改修ということで委託料が上がっております。これは一般財源が障害福祉のほうは入っているんですね。国保のほうはこれが全くないということですので、これはどうしてなのかなと思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。このシステム改修は税制改正を基にした内容だと思うんですね。皆さん、もともとの中身は国の税制改正から来ているものだと思うんですけども、ちょっ

とどこどうしてこうなるのかなというのを教えていただきたいと思います。

続きまして、補正予算書の24ページ、先ほどからインフルエンザの予防接種のことについてお話が出ています。私からは中身ですね、予防費が三つに分かれています。各種予防接種委託料、各種予防接種実費負担額補助金、それから各種予防接種負担金、このそれぞれの違いについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 仲野課長代理。

○仲野自治振興課長代理 増永委員からご質問のございました別府コミュニティセンターに係ります指定管理委託料、並びに指定管理者は公募ではなく非公募であるのはなぜなのかということにつきまして、ご答弁させていただきます。

まず、平成29年度から令和2年度までの4年間の指定管理の委託料の合計につきましては、3億2,140万6,000円でした。今回、令和3年度から5年度の3年間で合計2億2,210万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、公募ではなく非公募にしている理由につきましては、摂津市立別府コミュニティセンターは、地域における市民の交流と多様な活動の場を提供するとともに、実際生活に即する文化等に関する事業を行い、もって心豊かな地域社会の形成に寄与するために設置され、平成28年12月の開設当初から一般財団法人摂津市施設管理公社が指定管理業務を受託されております。一般財団法人摂津市施設管理公社は、これまでの委託業務や指定管理業務で蓄積されたノウハウを活かして、地域に根差した事業を展開され、その事業には

協働の視点も取り入れられており、管理者として高く評価できるものです。

以上のことから、今後も地域に根差し、豊富な経験を活かした施設管理、運営を通じて地域コミュニティの創出と施設の特性を引き出すとともに、堅実で継続的な管理運営が期待できるため、一般財団法人摂津市施設管理公社を引き続き指定管理者と選定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、一般廃棄物の収集運搬に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、前回の債務負担との金額の違いと、その差の要因でございます。まず債務負担額の比較でございますが、前回は平成28年度から令和2年度までの5年間で約15億7,467万4,000円の債務負担の限度額を計上させていただいておりました。今回は、令和5年度から茨木市との広域化が始まるため、先ほど申しましたように2年間の債務負担とさせていただいて、限度額を7億3,550万2,000円で計上いたしております。単年度で申しますと約5,000万円の前回からの上昇となっております。

要因でございますが、消費税の改定、それと人件費や車両等の経費の上昇、人口増及び可燃、不燃ごみ収集に係る委託範囲の拡充、この点が要因となっております。

続きまして、契約についてのお問いでございます。入札するのかというお問い合わせございました。契約につきましては、国の通知において収集運搬につきましては、市が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な

実施が確保されることが経済性よりも重要であるということが示されており、前回につきましては、業務内容の質の確保、事業の安定化等の観点から本市許可業者の中で競争見積りをし、随意契約を行っております。今回につきましても現時点では同様の方向で検討を進めている状況でございます。

続きまして、三つ目、直営職員の人数のお問いでございます。直営の職員でございますが、委託初年度、平成28年度は正規の職員が23人、再任用職員が4人という体制でございました。現時点での職員数でございますが、正規職員が19名、再任用職員が4名という形になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三浦環境センター長。

○三浦環境センター長 それでは、焼却灰等運搬業務委託事業に係りますご質問にお答えいたします。

前回の債務負担をお願いした際、1トン当たりの委託料につきましては、3,141円、今回の債務負担をお願いしている額につきましては、1トン当たり3,391円と、上昇しております。上昇している原因でございますが、人件費の上昇に伴うもの、それに消費税の増税、車両の走行経費に係る増加分を見込んでおります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 質問番号4番、障害福祉課に係るご質問にお答えいたします。

二つあったかと思うんですけれども、まず債務負担行為、障害者自立支援事業の分でございます。こちらにつきましては、要介護認定申請等の業務委託になるわけでございますが、こちら平成28年10月から開始しておりまして、平成30年4月の

契約更新の際に障害の支援区分認定業務を追加したものでございます。業務内容は、介護給付費支給申請書や医師意見書のチェック、それから毎月開催しております障害者介護給付費等支給審査会の資料作成や審査会の運営補助となっております。

それから2点目のシステム改修費のご質問でございます。こちらの内容につきましては、委員がご指摘のとおり税制改正及び障害福祉サービスに関する報酬改正に伴うシステム改修費用でございます。

財源のほうですけれども、こちらに対する国庫補助の内示を頂いておりまして、この内示の内容につきましては、委託料283万8,000円、こちらの2分の1、それに係数0.87を掛けた123万4,000円というものを内示を頂いております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 では、質問番号5番、各種予防接種実費負担額補助金と各種予防接種負担金の違いということについてでございます。この補助金、負担金はどちらも高齢者のインフルエンザ予防接種に係るものでございます。まず、各種予防接種実費負担額補助金は、本市の市民が北摂7市3町以外、大阪市であるとか、守口市などの医療機関で接種した場合に一旦実費をお支払いいただきまして、その接種した本人にこの費用を償還払いするものでございます。各種予防接種負担金は北摂7市3町で覚書を交わしており、本市を除く北摂6市3町で本市の市民が医療機関で接種した場合に、本市がその費用を負担するものでございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問

をさせていただきます。

まず1番のコミュニティセンター指定管理事業でございます。今お話があったように、地域における多様な活動を担っていただく、そういうところだから非公募というところでやっているんだというふうなお話でした。本当にそのとおりで思っているんですけども、ぜひそういう本来の別府コミュニティセンターの在り方を継続していただきたいと思いますと思っているんですけども、別府のコミュニティセンターは、旧別府公民館の機能を引き継ぐということが一つの大きな柱でもあったかと思うんですね。これはどんなふうに引き継いでおられて、これから新たにもう一度指定管理者として指定するわけですけども、どういうふうにしていこうと思っておられるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

それから2番目です。ごみ収集業務です。これについては、1年分として比べてみたら、約5,000万円の増額の見込みをしているというお話でございました。1年で5,000万円って結構大きな金額だと思うんです。もちろん消費税も増税はされましたけれども、とはいえ、その率とは違うと思います。人件費が上がるとか、いろいろ問題はあるとは思いますが、前回の2015年度に本委員会では話をしている中でもやはりいろいろ問題点があるというようなことは指摘をさせていただいておりました。この委託を広げることで、やはり業者の側に主体が移って金額とかそういうことについても握られてしまうというような懸念があると、そういうふうなお話は以前からありました。私が議員になった頃は4割程の委託だったわけですが、それが広げられる、65%ですかね、

今は。そこまで広がるという中で、先ほどのお話もありましたけれども、これから全部委託にしていくのか。それともやっぱり摂津市は直営を守るのか、そこのお話をもう一度していただきたいというふうに思います。

職員の皆さんですけれども、前回のお話の中でも直営の職員、約30名ほどですかね、というふうに言ってはったんですけども、そうではないですね。平成28年度だと正規が23名と非正規が4名ということで、27名だったわけですね。それが非正規の数は変わらないけれども、正規は減っているよというお話だと思うんですね。2015年の委員会の中でそのことについて聞いたところ、今、非常勤職員を合わせて30名の収集体制でやらせていただいております。今後5年間につきましても職員の退職等ありますけれども、足りない部分については非常勤でそのまま再任用という感じでしょうね、対応することをお考えしておりますので頑張ってもらえると思うので、この5年間は問題ありませんというふうに、その当時は答えておられたわけです。ところが今お聞きすると、もう既に人数が減っているということになりますよね。非正規は変わっていないけれども、正規が減っているということですね。総体が減っているということになっていくわけですね。今、やっぱりこれは職員の方々に大きな負担が既にかかっているのではないかというふうに思うわけです。だから委託を広げたいんだというお話なのかもしれませんけれども、先ほどお話がありました入札をしないんだと。随意契約でいくのは、やはりごみの収集というのは非常に責任のある仕事だからお金のことだけで選べないんだというようなことでご

ございました。確かにそうだと思うんです。以前、他市ですけれども、委託業者から市町村に対して裁判が起こされたということがあって、その判決について、いただいたのをまだ置いております。平成26年10月8日にこれは都道府県知事へと環境省から出された文書で、その中で裁判の判決が引用されているわけなんですけれども、その裁判の中で言われていることは、市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与えるのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外のものに行わせる必要がある場合に初めて事業の許可を与えるとされたものであると解されると、こういうことだからどないしようもなく、業者にお願いをしてやってもらっている。その業者に対してちゃんと補償しなさいよ。収集の業務が市民から見て、これじゃああかんやないかと、市民が困るということにならないような、そういう体制をしっかりと市町村の責任でつくりなさいよということが裁判で言われたわけですね。それを環境省のほうでこれを市町村に示されたという資料、これ摂津市から頂いたんですけれども、こういうことになっています。ですから、まずは一義的に摂津市が実際に直営でやっていくということが大事なんですよ。今はそれがどうしてもできないということで委託をしているというわけなんですけれども、摂津市の場合は、職員はどんどん自ら減らしていつているからもうできないと言って委託を広げてはる。これはやっぱりもうそろそろ考え直さないといけなのではないかなというふうに思います。

そうになっていくとしまいに全部委託にしようということになりかねませんけれども、先ほども言ったように全部委託にしまって、単価がそれで正しい値段なのか、それも分からないというふうなことになるのなら、業者の皆さんが言っていることの判断も摂津市がつかないということになるのではないかなと思うんです。そういう点について、ちょっともう一度考えを整理してお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

焼却灰等運搬業務委託事業です。これもやはり金額が上がっているということですね。いろいろと人件費やらそういうものも消費税だけに限らず上がっていくことはありますので、金額がふえることに納得がいけないというわけではないんですけれども、やはりこの点もちゃんとしっかりと見ていっていただきたいなというふうに思います。これは大阪湾フェニックスセンターに持っていく分だと思いますので、状況等もしっかり見ていっていただきたいなと思いますので、3番は要望といたします。

続きまして、4番です。障害福祉課のほうです。要介護認定の業務委託ですけれども、これについては、認定の事務についてやっていただいているということですよ、主には。相談業務というのは、やはり職員のほうでしっかりと行っていただきたいと思うんです。窓口に行かれる方がいらっしゃると思うんですけれども、やはりこれは相談やなというときはちゃんと職員が受けていただくということをお願いしておきたいと思います。

それとシステム改修の内容ですけれども、ちょっと分かりにくかったんですけれども、報酬改定が入っているので、税制の

改正だけじゃないのというようなことで市の負担分もあるということなんですか。また、分かればこれは教えてください。また後でも結構です。今じゃなくてよろしいです。4番は、そういうことで要望としておきます。

それと先ほど言っていたシステム改修が税制の部分、報酬改正はまた別だと思っただけですけども、税制による改修というのは、今回、所得税基礎控除が10万円アップする。これはいいんですけども、その反面、年金の控除であるとか、給与所得控除であるとか、こういうものは10万円下げるということになって、結局同じ形になるわけですね。これは国のほうにしっかりと必要なこと必要でないこと、きちんと見極めるようにということをお願いいたします。4番は要望です。

5番です。インフルエンザの予防接種、補助金と負担金というのは北摂7市3町の間と、それ以外の市ということでした。私の住んでおります別府地域は、本当に大阪市と道路1本隔てたということで大阪市の医療機関にかかっておられる方もたくさんいらっしゃいます。やはり北摂7市3町、吹田市とかで受けるんだったら負担金なしでいけるけれども、一旦自己負担が生じるというのはしんどいなというお声も聞いておりますので、ぜひその辺ではもう少しそういう協力体制というのを広げていただけるようにこれは努力していただけたらなというふうに思います。

また先ほどの救命救急など新型コロナウイルス感染症に関係をしないような医療機関というのも今本当に大変な状態にあると思いますので、しっかり目を配っていただきたいと思いますので、これも要望

としておきます。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 2点ですね。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 質問番号1番、別府コミュニティーセンターに関連しまして、公民館機能をどのようにするかということでございます。既に今回ご提案させていただくのにつきまして、施設管理公社のほうとは打ち合わせをしているところでございます。先ほど目的についてご説明させていただきましたが、本コミュニティーセンターの目的には、コミプラとかにはない、実際生活に即する文化等に関する事業を行いという表記がございます。この文言につきましては、社会教育法第20条に謳ってあります目的から引用してここに謳われたものでございます。ですから打ち合わせの中でも、この目的の意味を理解しながら事業運営を継続していくということは一番に打ち合わせで置いておりますので、ソフト的にはそういう形で公民館機能を引き継いでまいりたいというふうに思っております。この4年間につきましても、他の公民館と連携させていただきまして、クラブの交流会でありますとか、子どもの発表会等につきましては、本コミュニティーセンターの登録団体にご参加させていただき連携をさせていただいているところでございます。今後も引き続き生涯学習課、公民館と連携を取りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

全部今後委託にするのか、直営を守るのかというお問い合わせでございます。先ほどの香

川委員からのご質問もありましたが、私どもとしては環境業務課におきましては、やはり収集運搬業務のほか、ごみの減量や廃棄物に係る啓発、こういったところも担っております。また、災害対応、ふれあい収集、こういったところも直営がしっかり担って強化すべきところにもやっぱり取り組んでいかないといけないと考えております。特にごみの減量化を推進するに当たりましては地域の方々との連携のほか、日々のごみの排出状況の把握、こういったところが重要と考えております。また、今後ニーズの増加が予想されるふれあい収集、ここは経済性を追求すべきではないと思っておりますので、一定直営の体制は必要であると考えております。全部委託にするというのではなく、やはり一定の直営体制は必要ではないかと考えております。

業者との関係のお話でございますが、直営として、今後も収集業務のノウハウを検証しながら業者への指導監督、こういったところで、しっかりとイニシアチブを取れる体制をつくっていきたいと考えております。他市の状況を見ても摂津市よりも委託割合の高いところがたくさんございます。こういったところの状況も研究しながらしっかりと対応できるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、1番目。別府コミュニティセンターです。公民館機能もしっかり引き継いでいくということで頑張っていただけというお話を聞いて安心をしておりますが、やはり公民館のときのように使いたいけれども、使用料が本当に高くなっている。使えないというようなお話も聞いています。浜町の方が安威川公

民館の工事のために公民館がしばらく使えないので、本当だったら別府のコミュニティセンターを使いたいけれども、費用が高過ぎるからということで、千里丘の公民館まで行かれるというお話も聞きました。そういう料金のことなども含めまして、今後ともしっかりと地域の声を聞いていただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

2番目の一般廃棄物業務の分ですけれども、災害時やっぱり頼りになるのは直営の皆さんです。本当にそういうお声は地元からも聞いています。助かったというふうに言っていておられます。いろいろとふだんとは違う収集の仕方も臨機応変にさせていただいたなど、災害のとき、本当に力になったなと思っておりますのでお願いしたいですし、ふれあい収集、これも高齢者の見守りも兼ねてということでやっていただいていると思うので、本当にこれもやはり直営の方やなというふうに思います。それだけではなくて、おっしゃっていたように日々のごみの排出状況の把握であるとか、イニシアチブを取ることですと、やはりそういう特化したものだけのことではなく、日々の収集、これに直営の方がしっかりと力を発揮していただくということが必要になってくると思うんですね。他市でほとんど業務委託しているというようなところがほかにあるというのはもちろんそのとおりです。やっぱり現業不補充という今の原則といたしまいか、そのやり方について、そろそろ見直しをしないといけないのではないかなというふうに思いますので、副市長にそのことについてどうお考えになるのか、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。現業不補充、この方針でそれぞれ過去ずっとやってまいりました。そういう意味からしましてもいわゆる直間比率、これが高まっていることは確かでございます。そうしたら全部委託をするのかということはあるんですけども、個人的には全部委託は無理であろうというふうに思っております。先ほど課長が答弁いたしましたように、それぞれごみの減量化とか、あるいはごみの排出の在り方とかいろんな問題が過去に比べて非常に問題も提起されております。先ほどご質問ありましたように災害時のごみの問題、これはやはり一番スピーディーに動くことができるのは直営の職員であろうというふうに思っています。ただ、全体といたしまして、過去の一番職員数が多い平成6年のときが、一番正規職員数が多くございました。このときは903名でございます。令和2年3月31日現在、正規職員が610名、それから再任用職員が3名、任期つき職員14名、再任用の短時間勤務職員33名、合計660名の体制になっております。いわゆる3分の1ほどは正職が要は少なくなっているということになります。そういう意味からしまして、かなりの人件費の削減が図られております。この人件費の行き先は扶助費であり、あるいは他の経費に要はシフトしております。そういう意味からいたしましても、財源的にはやはり人件費が経常的な多額な経費になっておりますので、そういう意味からいたしましても、人員の削減これは、やはりどこか究極的には我々求めていかなければならないというふうに思っています。市町村の地方自治の要は行政運営に当たっては、

最小経費で最大の効果というふうに言われております。そういう意味からの最小の経費というのは、これを置き換えますと最小人員で最大のサービス、これはやはり我々が求めていかなければならないというふうに思っています。ただ、現業の今ご指摘の部分につきましては、やはり先ほど言いましたように全て要は100%民間に委託、これはやはり限度があろうかというふうに思っております。以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 全部委託、100%委託というのは無理だろうというようなお話でした。本当にそのとおりでと思います。職員の方々に負担をかけないためにも、早く今まで原則だったと言っていた現業不補充を改めていただきたいなというふうに思います。確かに職員の方々の人件費というのはもちろん大きいと思うんですけども、やはりそこをどンドンと削ってどンドンと委託を広げたりとか、正規の方に置き換えていけば、市民の生活を守る、そういう行政が本当に守れなくなっていくのではないかなと、必要なお金は必要なお金としてしっかり確保していただくということが市民の本当に安心、安全、先ほどの災害の問題もありますけれども、そういうことを考えますと大事なのではないかなというふうに思いますので、お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 次に質問はございませんか。

福住副委員長。

○福住礼子委員 それでは、私のほうから1点だけ質問させていただきます。

今、皆さんいろいろと委員のほうからもありましたように、債務負担行為の一般廃棄物収集運搬業務の委託事業についても

う少しお聞きしたい点がございます。それはまず委託をされているこの金額、今回少し上がっているということでございましたが、1世帯当たりどのぐらいの単価であるのかということと、それと吹田市、茨木市と比較してどのぐらい違うのかというのが分かる範囲でお聞きしたいと思いません。

それとふれあい収集ですね、今件数はどれぐらいあるのかお聞きしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、債務負担に係りますご質問にお答えさせていただきます。

委託の金額でございます。現在の契約額のほうでお話しさせていただきます。可燃と不燃のごみにつきましては1世帯当たりになります。これは地域によって金額が異なりますが平均でいいますと税抜きで607円となっております。それと瓶・缶の再生資源の委託につきましては、1世帯当たり94円、ペットボトルが1世帯当たり54円となっております。

続きまして、茨木市と吹田市との比較でございます。ちょっと金額的なものは、吹田市と茨木市の額はこちら手持ちではございませんが、委託の他市との比較だけで申させていただきますと、他市の状況をいろいろ見させていただいておるんですけれども、収集の委託に関しては個別収集とか集積所、こういった収集方法の違い。また委託で収集するごみの区分ですね、先ほど私申しました可燃、不燃とペットボトルを一緒に委託しているとか、そういった委託の仕方もございますので一概に比較というのが難しい状況ではあります。ですので、ざっと答えができたらいいんですけれ

ども、金額的にはちょっと比較は難しいかなと思っております。

あとふれあい収集の件数でございます。こちら令和元年度末の数字でございますが、対応させていただいた件数が106件となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住副委員長。

○福住礼子委員 ありがとうございます。地域性もありますし、集め方も違いますし、本当に細かくやっている地域もあれば、割とざっくりとやっているところ、それは燃やすところの状況にもいろいろあるんですけれども、摂津市が高いか低いかなというのは、そういった相対的なところで、また委託業者の情報なんかも収集しながら比較をしてこれからの金額の制定にはやっぱり取り組んでいただきたいなと思いません。令和5年度からは茨木市と一緒にやるということになりますと、やっぱりその辺の差もちょっと気になってくるのではないかなというようなこと、もちろん集め方が変わってまいりますし、茨木市はある意味大きな地域での収集ですから、条件は全く違うというのは分かった上のことですけれども、その辺のことも今後検討になっていくのかなと思しますので、その地域の差というものをしっかりと調査しながら、これからは業務委託については取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

また、近年は職員の事故等もやはりここ数年ございました。こういったことは業務委託をしている場合は、その委託業者が全て自分たちで賄っているのは当然でありますけれども、そういったこともいろいろと課題もございますので委託業者とまた職員がやっている範囲の中でのそうい

った精査ですね、しっかりと広域化に向けていろいろと検討課題があるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あとふれあい収集が106件ということで丁寧に集めていただいていると思ひます。これは見守りも含めた業務でありますので本当にありがたいことだと思ひます。先ほど、増永委員もおっしゃっていましたが、これからどんどんふえてくるかもしれませんので、そういったところでの対応というのが、本当に職員とやっけていく中での相手とのコミュニティの取り方というのちよっと学んでいただくとともにありがたいのかなというふうに思ひています。

それと災害ごみが発生した場合は、災害の頻度によっては職員だけでは当然賄えないというようなこともあります。これから災害ごみのそういう収集については、しっかりと計画を立てていかれると思ひますが、そういったこともこれからの計画の中では委託業者とのやり方というのは、検討課題かと思ひておりますのでどうぞよろしくお願ひをいたします。今年には特に新型コロナウイルス感染症で家の掃除をされている方が多いというふうに聞いておりますけれども、そういった世間のこういう動きの中でごみの変化というのは本当に対応が大変だと思ひておりますので、そういう意味でも職員との常日頃の検討課題を詰めながら今後の行政の進め方を取っていただきたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時2分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第91号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時5分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、議案第85号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国保特別会計の補正について質問をします。

補正予算書の6ページに保険料をマイナス補正、そして国保財政安定化支援事業繰入金、また保険基盤安定繰入金の保険料軽減分と保険料支援分、これをプラスの補正ということで上がっています。これはどういう内容なんでしょうか。昨年は、国保財政安定化支援事業繰入金、ちょうど1年前の12月だったと思ひますけれども、それが逆に1,400万円マイナス補正でした。今回は、全部がプラスという形になっていますけれども、これはなぜなのか教えてください。その中身も含めて教えてください。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問1点にお答えいたします。

まず、ご質問の保険料の減額とそれに対する基盤安定等の繰入金に関するご質問でございます。補正予算書の7ページの説明の部分で少し数字のほうをまずご説明

しますと、医療分、後期分、介護分がそれぞれ1,356万9,000円、283万5,000円、155万4,000円となっています。この合計が1,795万8,000円で、これに対応しておりますのは、その下の同じく801万9,000円の国保財政安定化支援事業繰入金、その下の保険基盤の軽減分、支援分がそれぞれ816万7,000円及び177万2,000円となっております。委員のご質問の国保財政安定化支援事業でございますが、まずこの概要といたしましては、市町村の責めによらない特別な事情がある場合に、財政運営が困難となった場合に伴う国からの財政支援措置でございます。約1,000億円規模の財政措置でございます。条件としましては、二つありまして、一つが保険料の応能割の負担能力が不足していること、もう1点が高齢者が多いことという、この2点がございまして、本市は今年度におきましては、該当しておりまして、それぞれで内訳を申し上げますと1点目のほうが3,777万2,257円、もう1点のほうが1,491万3,762円という形での対象となりまして、当初からの差額が801万9,000円となったものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 ということは、昨年の方ですね、2019年度の補正のときは、財政安定化支援事業繰入金が見込みよりもマイナスで計上されていたんですけれども、思ったほど応能割不足とか高齢者の増がなかったということに昨年度はなるのでしょうか。それをちょっと教えていただきたいと思います。今回は思ったよりもそういう方々がたくさんいらっしゃったと

いうことですかね。

それから保険基盤安定繰入金、これ保険料軽減分とか、保険料支援金分、これは法定軽減の方々がたくさんいたということだったと思うんですけれども、決算審査に係る委員会的时候にもそういう方々が思っていたよりふえていたので、それで摂津市の保険料引き下げのための繰り入れをしようと思っていたのをやらなくて済んだんだという話が出てきたと思うんです。今回もこれは二つともプラスで入ってきています。額は去年のやつよりも少なくなっていると思うんですけれども入ってきています。やはりそういう見込みというんですか、それによって予算と決算が変わってくるということがこの間起きていると思うんです。摂津市は、保険料をできるだけ引き下げる、そういう姿勢を見せてくれて、予算の段階ではやっていただいていると思うんですけれども、それが途中でこうやって思いもよらなかったお金が入って来たんですがというようなことで、結果的には全く2019年度では保険料引き下げのためのお金というのはいれなかったという結果が出てきたわけですね。これについて今回どんなふうにもこの補正がこの先影響が出てくるのかということについて、ぜひ教えていただきたいと思います。それが来年度の予算にも関わっていくと思いますので、この補正の影響を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問に関しては、委員のご指摘のとおりでございます。

2点目の今回の補正の部分のご質問で

ございます。まず保険料と基盤安定繰入金等が事業費納付金の財源に充てられていることは委員のご指摘のとおり事実でございます。保険料については、広域化後、激変緩和措置期間中に応じて抑制財源を投入しつつ設定しているところであります。単に基盤安定繰入金等の増で保険料の設定が変わることはございませんので、この点をご理解いただきたいと思っております。今回に関しましては、一つ目のご質問でもお答えしましたとおり、増と入で差額分をきれいに整理しておりますので、この部分の影響はないものと見ております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 これによって保険料が上がるとかそういう話ではございませんというのは、前回の本委員会でもお聞きをしたわけです。もちろん一旦決めた保険料をこうやって繰入金をなくして上げるんだというようなことになっていない。それはそのとおりです。ただ、摂津市は繰入金を入れて少しでも下げようと努力をしますと言ってたんだけど結果的には結局努力はしてないねという形になったわけなんですよね。果たして本当にこの決めた保険料が正しかったのか。もっと引き下げられたんじゃないのかというお話なんですよ。これから予算もありますので、そのところをしっかりと考えて予算組みしていただきたいと思っております。保険料を上げるんじゃなくて引き下げていただきますよう要望として私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第87号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者のほうですけども、6ページを見ますと保険料がふえる形の補正になっていると思うんですけども、特別徴収ですかね。普通徴収と特別徴収が変わっていく、その中でふえるんだというだけだったらいいんですけども、保険料そのものの負担がやはりふえていくというようなことだとしたら、その理由をお聞きしたいんですが、教えてください。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えいたします。

委員のご質問のとおり、今回の補正で生じております増額分に関しましては、まず1点が普通徴収と特別徴収の割合に関するものでございます。平成27年度まではほぼ半分、同等数の割合でございましたが、令和元年度では52.41%の特別徴収、普通徴収は47.59%と徐々にその差が開いてきております。その観点からの増と、もう1点は同じく委員のご指摘のとおり保険料改定の部分が影響した上での最終的なプラスの2,000万円の増となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 75歳以上の高齢者の方々に保険料の負担がやはりさらに大きくなっているんだということが特例軽減の見直しなどされている中で、出てきているんだということが分かります。補正ですので、摂津市が何かできるという形ではないと思うんですけども、そうやって負担が大きくなっている

るということについて、しっかりと大阪府や国にも、広域連合にも声を上げていただきたいなというふうに思います。

そして、摂津市の74歳以下の方でしたら大変やというようなときには、保険料の軽減であるとか、それから一部負担金の減免であるとか、摂津市の国保としての制度がいろいろと使っていただいていると思うんですけども、75歳を過ぎるとそういうこともなかなか難しいと、広域連合の決まりでやらないといけないということになってしまっているんですけども、ぜひその広域連合の決まりも摂津市がやっているようにしっかり親身ができるような体制に改めてほしいということで声を上げていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第86号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 4ページに介護保険の債務負担行為があります。要介護認定調査事業ですね。認定調査に関わっての事務をお願いしているという内容だと思うんですけども、この認定調査が申請されてから結果が出るまで、これが非常に日数がかかっているというふうに聞いているんですけども、大阪社会保障推進協議会の調査では、他市は30日ぐらいから40日と

いうところがあるんですけども、摂津市は50日ということで答えを出しておられます。これはどこに問題があるのか。この認定調査の事業を受けておられるところが仕事が遅いということなんですかね。それともほかのところで詰まっているということでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 お答えいたします。50日という事が確かにごさいました。現在、40日程度でさせていただいておりますので、当然なるべく早くさせていただくということに取り組んでおるところでございますけれども、現在40日前後ですので、意見書とかがなかなか返ってこなかったりとか、そういった事情も我々の仕事以外のところではある場合もございますけれども、なるべく1日でも早く結果を出せるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 短縮に努力されているということでありがたいと思います。ただ、その短縮なんですけれども、基本チェックリストに流し込むことで認定調査の数を減らして、それで短くなるということになっていないか懸念を持っているわけなんですけれども、どうでしょうか、お答えください。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 チェックリストにつきましては、令和元年度で42件ということでございました。一方、要介護認定の申請の件数でございますけれども、債務負担行為を上げさせていただいておりますけれども、平成30年度から令和2年度に関

しまして約9,800件、令和3年度から令和5年度で、次の債務負担行為でさせてもらっていますけれども、1万800件ということで、数が違いますので、影響はしているとは思いますが、そんなに要介護認定の調査についての影響はないのであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 しっかりとした要介護認定を行っていただいていると思いますので、できるだけ期間は短くということはもちろんですけれども、それが理由に基本チェックリストに流し込むのがふえていくというようなことが決してないように、まずは原則要介護認定という形で行っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第92号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、ちょっと確認も含めて聞かせていただきたいと思いますが、今回の条例の一部改正というところで、この主任ケアマネジャーの確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、ケアマネジャーができるということなんです、ちょっと中身が分かりにくくてちょっと理解ができていない部分もございますので、まず中身についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 お答えをさせていただきます。内容についてでございますけれども、条例改正につきましては、内容が二つございまして、改正の背景といたしましては、やはり事業所の人材確保の状況があるということで考えております。やはり全国的に介護人材の確保が難しいとか、厳しいとかいう話がありましての背景があると考えています。

一つ目でございますけれども、居宅介護支援事業所の管理者になる者は令和3年4月1日以降につきましては、主任介護支援専門員、我々は一般的に主任ケアマネジャーとか、いわゆる主任ケアマネとか呼んでおるんですけれども、4月1日以降は主任介護支援専門員でなければなりませんでしたが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合には、国の通知によりまして1年に限って介護支援専門員、ケアマネジャーですね、介護支援専門員を管理者とすることができるといってございまして。

二つ目は、令和3年3月31日において、主任介護支援専門員でない者、これは一般のケアマネジャーですけれども、ケアマネジャーが管理者である居宅介護支援事業所につきましては、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するということでございます。言い換えますと、現在のケアマネジャーが管理者をしている場合は、令和9年3月31日までそのまま継続できるという内容でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解いたしました。

先ほどお話がありましたけれども、主任ケアマネジャーとケアマネジャーの話ですけれども、この条例改正をされるところでの本市への影響というところが1点と、今、主任ケアマネジャーとケアマネジャーの割合といますか、どれぐらいかというのを併せてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 この条例改正によりまして、摂津市への影響でございますけれども、現在摂津市には21の居宅介護支援事業所がございます。うち、主任ケアマネジャーが一人もおられないという事情所は1事業所でございます。その1事業所の管理者につきましては、現在主任ケアマネジャーになるための実務経験は満たしておるということなんですけれども、研修は受講できていないという状況でございます。ただ、確認をさせてもらいますと、令和4年3月までに取得予定ということで確認させていただいておりますので、この改正による摂津市への影響は現在のところないと、利用者への影響もないということで考えております。ちなみに割合なんですけれども、現在、摂津市内には介護支援専門員が80名おられます。80名のうちの31名、約38%が主任ケアマネジャーの資格を有しておるという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解いたしました。80名中31名が主任ケアマネジャーということで、比較的多いんじゃないかなと感じましたけれども、先ほどのご答弁にありましたように全国的に人材確保等々課題になっていると思いますし、本市も例外ではないと思いま

すので、ぜひこれらは適切に対応していただければと思います。質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第94号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 企業立地等促進条例の期限を延長する、さらに5年間というお話だと思います。もともと任期付きの条例でした。その中でまた再度引き延ばすというのは一体どういう理由なのか、教えていただきたいと思います。

それと前回やはり最初この企業立地の条例ができたときですね。やはり中小企業にしっかりと使っていただくんだということで、様々な中小企業が使えるような、そういう制度を盛り込んだ条例だったと思うんですね。ところが中小企業の利用よりも大企業の利用のほうがどんどん膨らんでくるという中で前回の更新のときには、産業振興、ここにこの奨励金を使ってもらうところについては、努力義務ですけども、貢献してもらうというふうなことを織り込まれたと思うんです。でも今回それよりも、大企業のほうがたくさん金額を使っているということが分かりました。大企業が9社で1億6,755万5,268円、中小企業は12社でもう2桁違っているんですね、911万4,110円、大企業94.8%、中小企業は5.2%とい

うお話でした。これ、今回ただ更新しますというだけなんですけれども、中小企業がもっと使えるようなとか、どうして中小企業がこれをあまり使えないのかとか、そういうことについてのご議論はなかったのでしょうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活部参事 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

1点目の更新の理由でございますが、前回の更新のときに市内のイノベーションパークの部分の利用を想定して制度改正をしていただきました。ただ、ちょっと国立循環器病研究センターが来られるのがずれまして、実際この5年間で相談はございましたが、利用には至っておりません。そういうこともございますので、まずは5年間利用いただくために更新する必要があります。

2点目の中小企業向けの奨励金がなぜ利用されていないのかということでございますが、利用がないというわけではなく、事業者数の比率でいいますと、大企業9社で中小企業12社ということで、利用は実際ございます。件数のほうも大企業9社、25件、中小企業12社で14件ということで利用はございますが事業所の規模等で当然投資額とかが違いますので、固定資産税額も変わってくるということの結果、金額的な差が出ていると考えている状況です。要件等も前回のところで土地要件とかも緩和させていただいたりしておりますので、できるだけ市内中小企業の方には使っていただきたいと考えておる状況でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 まず5年延長はイノベーションパークのことだというふうに言われておられました。この5年を延長することでイノベーションパークにちゃんと来ていただけるようなところがあるのかというのはちょっと先行きどうなるのかという見通しもあります。本体は摂津市の立地奨励金でございます。今、大企業と中小企業だと会社の数からいったら、大企業は9社だけれども、中小企業のほうが12社ということで中小企業のほうが多いとおっしゃったんですけれども、大企業が一体摂津市に何社あって、そのうちの9社なのか、中小企業が一体何社あって、そのうちの12社なのか、これ考えてみたら中小企業の中で使ってはるところは本当に少ないということが分かると思うんですよ。もっともっとたくさんの方に使ってもらおうという意図があって、いろいろと整えたんじゃないかなと思うんですけれども、今、中小企業、このコロナ禍の中でもありますから、要するに設備投資をできる中小企業というのが本当に少なくなっているということだと思えます。ずっと不況もありました。増税もありました。そういう中で中小企業はあえぎ続けています。こういう中小企業に設備投資をしたら固定資産税の半額分を奨励金で渡しますよ、5年間といっても、手を挙げてもらえるような状況じゃないということだと思えます。となれば、やはり先ほど言いました産業振興政策、これにどれだけこの奨励金を受けておられる、ほとんど大企業ですけれども、摂津市のために貢献してくれるのかということがこの条例をやっていく上で大事なことになると思うんですけれども、正規の職員の採用であるとか、下

請をしっかりと摂津市の中小企業に適正価格で出しているのか、そういうふうなことについてやっていただいているのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活部参事 それでは、増永委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるように企業立地の一つの目的として市内の雇用に関してどういうふうにされているのかということに関して、アンケートもほぼ毎年取らせていただいております。アンケート自身、直近3年間見させていただくだけでも新規の雇用に関して今年度、令和2年度でしたら正職員と非正規合わせて805人の方、新規の方を雇っていただいているという回答があるんですけども、そのうち摂津市の方が173人、大体21.5%は市内の方を雇っていただいているという状況が毎年ほぼ去年も同程度の数字を採用いただいていると回答いただいております。経年で4回させていただいているんですけども、その比率がふえてきておりますし、一方で事業所全体のやっぱり市民の方の比率というのはそれほど多くなくて8%から9%なんですけれども、新規の方に関しては非常に比率が高いということはやっぱり企業がこういう形で投資していく中で新たに雇用を生み出していると。その中で市民の方が近いということもございますので、採用いただいているということでございますので、この企業立地の制度に関して、市内に貢献していただいていると考えられるのではないかと考えております。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 正規雇用と、奨励金を受けておられるところでは、摂津市内でふやしているというふうなお話だと思います。そういう働きかけを今後ともぜひしていただきたいということと、今非常に問題になっているのが、このコロナ禍の下で非正規の方々、派遣の方々ですね、ここが雇用を失うと、すごく大変な減収になっていくと、年を越せるかというふうな問題も出てきております。立地奨励金を受け取っておられる企業には、そういう非正規切り、派遣切りということはやらないように、減収になるような形じゃなくて、しっかりと雇用を支えていただけるようなそういう形で申し入れを行っていただきたいというふうに思います。

それからこれは雇用の話ですけども、下請企業として摂津市の中小企業にしっかりと発注いただいて、しかもその金額が下請たたきではなくて、ちゃんとやっていけるだけのそういうきちんとした金額で発注をいただくというようなこともぜひぜひこの立地奨励金を受けておられる企業には申し入れをしてやっていっていただきたいと思うんです。問題なのは産業振興費の融資の金額を除くと、本当にこれがすごい割合を占めている。そのほとんどが大企業にそのお金が行っているということになる。これ固定資産税の半額という金額ですから、税収が来年度非常に減るんだというふうに市はおっしゃっているんですけども、やらなかったら、その2分の1分、税収がふえますよ、新しいところが出てきたらね。そういうふうに摂津市の税収を削ってまでやっていることですから、しっかりとしたものを求めていただきたいと思います。要望にしておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、議案第97号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 質疑なし。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第82号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第91号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第92号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第94号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第97号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 渡辺 慎吾

民生常任委員 香川 良平